

賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人建築コスト管理システム研究所（以下「コスト研」という。）定款第44条に定める賛助会員（以下「会員」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(加 入)

第2条 コスト研の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものは、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を得てこの法人の会員となることができる。

2 理事長は会員名簿を作成し、保管しなければならない。

(会員の種類)

第3条 会員の種類は、別表のとおりとする。

(会 費)

第4条 会員は、その種類により次の会費を納入しなければならない。

一 第1種会員 年間1口以上（1口10万円）

二 第2種会員 理事長が別に定める額とする。

2 会費は、この法人の会計年度毎に納入するものとする。

3 既に納入された会費は、いかなる場合においてもこれを返還しない。

(会員の受ける便宜)

第5条 会員は、次の便宜を受けることができる。

一 コスト研の発行する会誌の無料配布

二 コスト研の行う講習会等への参加

三 その他コスト研の定める会員のための便宜

(退 会)

第6条 会員は、次の各号の一に該当する場合は退会するものとする。

一 会員から退会の申出があったとき

二 会員である個人の死亡、企業又は団体の解散

三 理事長が除名したとき

2 退会しようとするときは、事前に理事長に通告しなければならない。

附 則

この規程は、平成4年9月28日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

別 表

会員の種類

会員の種類	内 容
第1種会員	第2種会員以外の会員
第2種会員	理事長が別に定めるもの